

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

心理的負荷による精神障害の労災認定基準が改正されました

今月のニュースレターでは、2023年9月1日に改正となった心理的負荷による精神障害の労災認定基準について、改正のポイントをご案内いたします。

■ 認定基準改正のポイント

2023年9月1日、厚生労働省は「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正し、都道府県労働局長宛てに通知を行いました。

これは近年のうつ病等のメンタルヘルス疾患を持つ従業員が増加している社会情勢を鑑み、今年7月に「精神障害の労災認定基準に関する専門検討会」において取りまとめられた報告書を受けてのものとなります。

【認定基準改正のポイント】

1. 業務による心理的負荷評価表の見直し
 - 具体的出来事「顧客や取引先、施設利用者等からの著しい迷惑行為を受けた」（カスタマーハラスメント）を追加
 - 具体的出来事「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加
 - 心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充（パワーハラスメントの6類型すべての具体例の明記等）
2. 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲の見直し
 - 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める
3. 医学意見の収集方法を効率化
 - 専門医3名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き1名の意見で決定できるよう変更

今回の改正により、業務による心理的負荷評価表の「具体的出来事」に当てはめ負荷の強さを評価するという要素が強くなることが想定されます。実務においては、労災として認定されるか否かではなく、こうした負荷が精神障害の原因になるリスクが高いという認識に基づき、職場環境の整備を進めていきましょう。

参考 URL：厚生労働省『心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正しました』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34888.html

リーガルネットワークスでは、ハラスメント防止研修のメニューもご用意いたしております。
詳細については、弊社担当までご連絡くださいませ。

◆10月の労務スケジュール

- ～10/31 9月分社会保険料納付
- ～10/10 9月分源泉徴収税額・住民税額の納付



編集担当：奥田
編集責任者：勝山

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-13 第一貝塚ビル302号

TEL：
03-6709-8919